

令和7年4月1日

白山市監理課

## 地方自治法施行令の一部改正に伴う少額随契の基準額の見直しについて

### 1 改正内容

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に該当する売買、賃借、請負その他の契約において、随意契約によることが可能とされている基準額を引き上げることとする。

### 2 改正理由

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ改正する。

### 3 少額随契の基準額の見直し

| 契約の種類              | 現行     | 改正案    |
|--------------------|--------|--------|
| (1) 工事又は製造の請負      | 130 万円 | 200 万円 |
| (2) 財産の買入れ         | 80 万円  | 150 万円 |
| (3) 物件の借入れ         | 40 万円  | 80 万円  |
| (4) 財産の売払い         | 30 万円  | 50 万円  |
| (5) 物件の貸付け         | 30 万円  | 30 万円  |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 50 万円  | 100 万円 |

### 4 市関係法規の改正

- (1) 白山市財務規則〔第134条、第135条関係〕
- (2) 白山市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱〔第3条関係〕
- (3) 白山市工事検査要綱〔第4条関係〕
- (4) 白山市建物管理業務競争入札参加者資格審査及び指名基準取扱要綱  
〔第7条関係〕
- (5) 白山市物品等競争入札参加者資格審査及び指名基準取扱要綱〔第7条関係〕
- (6) 白山市工事等公表基準取扱要領〔第3条関係〕
- (7) 白山市工事成績評定要領〔第2条関係〕

### 5 施行日 令和7年4月1日